

令和2年12月 7日 開会

令和2年12月18日 閉会

(定例会第12回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 219 号

令和 2 年第 12 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 2 年 12 月 2 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 2 年 12 月 7 日 (月) 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富三郎	杉 谷 洋 一

○応招しなかった議員

なし

第 12 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 2 年 12 月 7 日 (月 曜 日)

議 事 日 程

令和 2 年 12 月 7 日 午前 10 時開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 151 号 大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 152 号 地方税における延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 153 号 大山町税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 154 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 155 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 156 号 鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約を変更する協議について

日程第 10 議案第 157 号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について

日程第 11 議案第 158 号 公の施設の指定管理者の指定について

(大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部)

日程第 12 議案第 159 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算 (第 12 号)

日程第 13 議案第 160 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 14 議案第 161 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 5 号)

日程第 15 議案第 162 号 令和 2 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 16 議案第 163 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 17 議案第 164 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 4 号)

日程第 18 議案第 165 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 19 議案第 166 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 議案第 167 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算（第 4 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 森 本 貴 之	2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岡 田 聰	14 番 野 口 俊 明
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 杉 谷 洋 一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌 書記 …………… 三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀	教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
副町長 ……………小 谷 章	教育次長…………… 前 田 繁 之
総務課長 ……………山 岡 浩 義	財務課長 …………… 金 田 茂 之

午前 10 時 00 分開会

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。ご着席ください。

開会宣告

○議長（杉谷 洋一君） 開会に当たりまして、町民の皆様には議員討論会の開催についてご案内をいたします。

討論会のテーマは「大山町の未来を考える」です。

討論会の期日は、12月11日金曜日の午後1時30分から、2時間程度を予定しています。議員間の活発な意見のやり取りが展開されます。当日は大山チャンネルで生中継いたしますが、傍聴にもぜひおいでいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、令和2年第12回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉谷 洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番 池田幸恵議員、3番 門脇輝明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉谷 洋一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの12日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりでありま

す。

次に町長から、政務報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。

本日からの12月定例議会、どうぞよろしくお願ひいたします

それでは令和2年12月定例会における政務報告として、9月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、総務課関係の新型コロナウイルス感染症の対応については、大山町新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、感染拡大防止等の対策に取り組んできました。

また、イベント等は全てを中止や延期するのではなく、「三密」を避け、マスクの着用及び手指消毒を徹底するなど国などが示したガイドラインを遵守する形態で実施できるものは実施するなど、経済活動や社会活動が回復する取組みを推進して参りました。

現在、第3波も始まっていると考えられますので、引き続き情報提供はもとより、感染症予防策等の呼びかけも行って参ります。

次に、地籍調査課関係の令和元年度に2年目工程を終了した地区については、中山地区の殿河内、下市及び松河原の各一部と、大山地区の宮内、坊領及び佐摩の各一部の法務局登記が終了しました。

次に、健康対策課関係の各診療所の今年度上半期の診療状況については、名和診療所の今年度上半期の外来件数の合計は2,392件で前年と比較し9%の減、大山口診療所は5,144件で前年比8%の減となっていますが、大山診療所は1,770件で前年比11%の増となっています。

次に、建設課関係の交付金事業については、町道中山インター線、町道安原淀江線、町道蔵岡向原線、町道中尾線の各改良工事を発注し、現在請負施工中です。

災害復旧事業については、町道上坪下坪線災害復旧工事を発注し、現在請負施工中です。

最後に観光課関係の頂上碑の移設および大神山神社奥宮高石垣修理工事についてのうち、大山の頂上を保護する会で進められていました、大山頂上碑の移設は、10月14日に完成を祝う除幕式が行われました。

文化財に関しましては、大神山神社奥宮高石垣修理工事の現地説明会を10月11日と25日の2日間、1日あたり4回、計8回を開催し、完成目前の状況をご覧いただき、工事内容及び石垣の特徴について文化財調査員が解説を行いました。

以上で政務報告とさせていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第151号～日程第11 議案第158号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第4、議案第151号 大山町議会議員及び大山町長の選挙

における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第 11、議案第 158 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部）までの 8 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第 151 号 大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る条例による選挙公営の対象が拡大されたことに伴い、大山町議会議員及び大山町長選挙に係る選挙公営制度に関する条例を制定するものであります。

主な内容は、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び掲示場用ポスターの作成について、必要な事項を定めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、施行日以後に選挙期日を告示される選挙から適用するものとしております。

続きまして、議案第 152 号 地方税における延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方税法の一部改正に伴い、地方税における延滞金の割合の見直しが行われたことを踏まえ、介護保険料、後期高齢者医療保険料、税外収入金等に係る延滞金についても同様の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、租税特別措置法の改正に伴う地方税の延滞金等の割合の見直しに合わせ、延滞金の割合の特例を規定する条文において所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものとしています。

続きまして議案第 153 号 大山町税条例の一部を改正する条例については、公益のために直接専用する固定資産に係る固定資産税の減免について所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、公益のために直接専用する固定資産の固定資産税の減免を受ける場合は、条例の規定に基づき納期限までに申請書を提出することとされていますが、多くの場合において当該固定資産の変更が毎年行われるものではないことを考慮し、前年度の固定資産等に変更がないことを確認することにより申請書等の書類の提出を免除できる規定を設けるものです。

なお、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとしています。

続きまして、議案第 154 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に公布されたことに伴い、大山町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

改正の主な内容としましては、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直

しです。

なお、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものとしています。

続きまして、議案第 155 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法令の一部改正等に伴い、大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例について、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容としましては、法改正に伴い題名と目的の改正、及び条ずれが生じたため改正するものです。

この条例は、公布の日から施行するものとしています。

続きまして、議案第 156 号 鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約を変更する協議については、令和 3 年度から鳥取県町村総合事務組合で共同処理する事務に、消防団員退職報奨金支給事業及び消防賞じゅつ金授与事業を加えることから、同組合規約の変更について地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第 157 号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議については、鳥取県西部広域行政管理組合の不燃物処理施設の設置及び管理運営について境港市を除く組合を組織する市町村で事務を共同処理していますが、これに境港市を含めた共同処理事務とするため、同組合規約の変更について地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第 158 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部）は、大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

選定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条に基づき 11 月 5 日に開催しました指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、来期については、地域自主組織「楽しもなかやま」に引き続き当施設の管理を委ねることとし、本議会に提案するものであります。

なお、指定管理の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。

以上で提案理由の説明を終わります。。

日程第 12 議案第 159 号 ～ 日程第 20 議案第 167 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 12、議案第 159 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 12 号） についてから日程第 20、議案第 167 号 令和 2 年度 大山町水道事業会計補

正予算(第4号)までの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口大紀町長

○町長(竹口 大紀君) 議案第159号 令和2年度大山町一般会計補正予算(第12号)については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済対策として実施している集落営農活動維持支援補助金などの増額や、第5次集中改革プランの取り組みとして業務量調査委託料の新規計上などにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第12号は、既定の歳入歳出予算の総額に1億5,332万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億1,242万円とするものであります。

補正予算の主な内容といたしましては、第5次集中改革プランの取り組みとして、業務量を把握し、持続可能な行政運営を確立するための指標とする業務量調査委託料、旧保育所などに現存する地下タンクの廃止または撤去工事、町有施設の調査をした結果で見つかった高濃度PCB廃棄物の処分委託料、名和クリーンセンターの設備の不具合箇所及び長期補修計画に基づいた修繕工事、新型コロナウイルス感染症の経済対策として実施している、集落営農活動維持支援補助金や小規模農家農作業省力化支援事業の増額、名和野球場のカウント表示盤を国際基準に合わせた表示への改修などの事業を計上しております。

続きまして、議案第160号 令和2年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、歳入として、主に国民健康保険税の減額と繰越金の増額、歳出として、特定健康診査等負担金償還金136万6,000円の追加が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、86万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、22億7,075万3,000円とするものです。

続きまして、議案第161号 令和2年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第5号)については、歳入では一般会計繰入金が増額、歳出では給料、職員手当等の減額、並びに報償費等の増額を行うもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ214万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、3億7,241万9,000円とするものです。

続きまして、議案第162号 令和2年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入では一般会計繰入金が増額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額等を行うもので、既定の歳入歳出予算それぞれ320万3,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、2億2,296万1,000円とするものです。

続きまして、議案第163号 令和2年度大山町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、保険給付費の追加が主なもので、既定の歳入歳出予算それぞれ4,553万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、23億1,604万9,000円とするものです。

続きまして、議案第 164 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）については、主な内訳として、下水道施設の修繕料の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 163 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,804 万 1,000 円とするものです。

続きまして、議案第 165 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）については、主な内訳として、消費税及び地方消費税の納税額が減少したことによる公課費の減と、下水道処理施設の修繕料の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 354 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,226 万 6,000 円とするものです。

続きまして、議案第 166 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では売電収入の減額、歳出では風力発電施設保守点検業務委託料の減額と、消費税及び地方消費税の納付額が増加することによる公課費の増額を行うもので、既定の歳入歳出予算それぞれ 320 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、2 億 2,296 万 1,000 円とするものです。失礼しました。

○議長（杉谷 洋一君） 休憩します。（午前 10 時 23 分 休憩）

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。（午前 10 時 24 分 再開）

○町長（竹口 大紀君） 失礼しました。数字が間違っておりましたので、議案第 166 号の提案理由の説明を再度読み上げさせていただきます。

議案第 166 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では売電収入の減額、歳出では風力発電施設保守点検業務委託料の減額と、消費税及び地方消費税の納付額が増加することによる公課費の増額を行うもので、既定の歳入歳出予算それぞれ 2 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、3,896 万円とするものです。

続きまして、議案第 167 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算（第 4 号）については、収益的収入、資本的収入について補正を行うものであります。

まず、収益的収入の主な内容は、水道加入金等の増額により、営業収益を 127 万 6,000 円増額しております。

また、過年度分消費税還付金等により営業外収益を 207 万 4,000 円増額しております。次に、資本的収入の主な内容は、中山第 2 配水池整備事業の国庫補助金交付内示を受けた事により企業債を 430 万円減額し、補助金を 431 万 7,000 円計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（杉谷 洋一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、12 月 14 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してく

ださい。本日は、これで散会します。

午前 10 時 26 分散会